

■付議理由

○建築基準法第51条の規定により、ごみ処理施設などの建築物を建築するにあたっては、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条ただし書きの規定に基づき、都市計画審議会の議を経たうえで特定行政庁（福岡市）が都市計画上支障ないと認めて許可する必要がある。

○本施設は、当該地において同条ただし書きの許可を受けて産業廃棄物（木くず）の処理を行っている。今回、新たに一般廃棄物（木くず）を処理し、再資源化を行う計画であり、循環型社会に寄与する施設であるとともに、周辺の状況から敷地の位置について都市計画上支障がないと判断されることから、都市計画審議会に付議するものである。

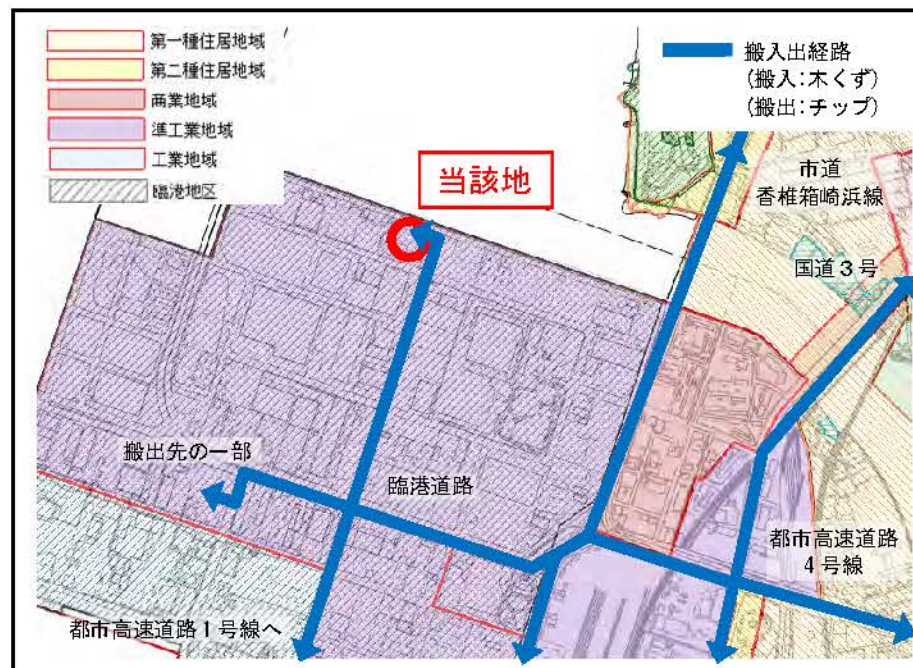
■当該地及び周囲の状況

○当該地は、東区箱崎ふ頭四丁目の臨港地区内にあり、周辺に住宅は立地していない。

■主な搬入・搬出経路

○市内各所の商業施設や伐採現場から、国道3号や臨港道路、都市高速道路1号線・4号線を経て搬入される。

○本施設で製造したチップについては、一部は箱崎ふ頭内の企業に搬出し、その他は国道3号や臨港道路、都市高速道路1号線・4号線を経て搬出される。



■現在の施設概要

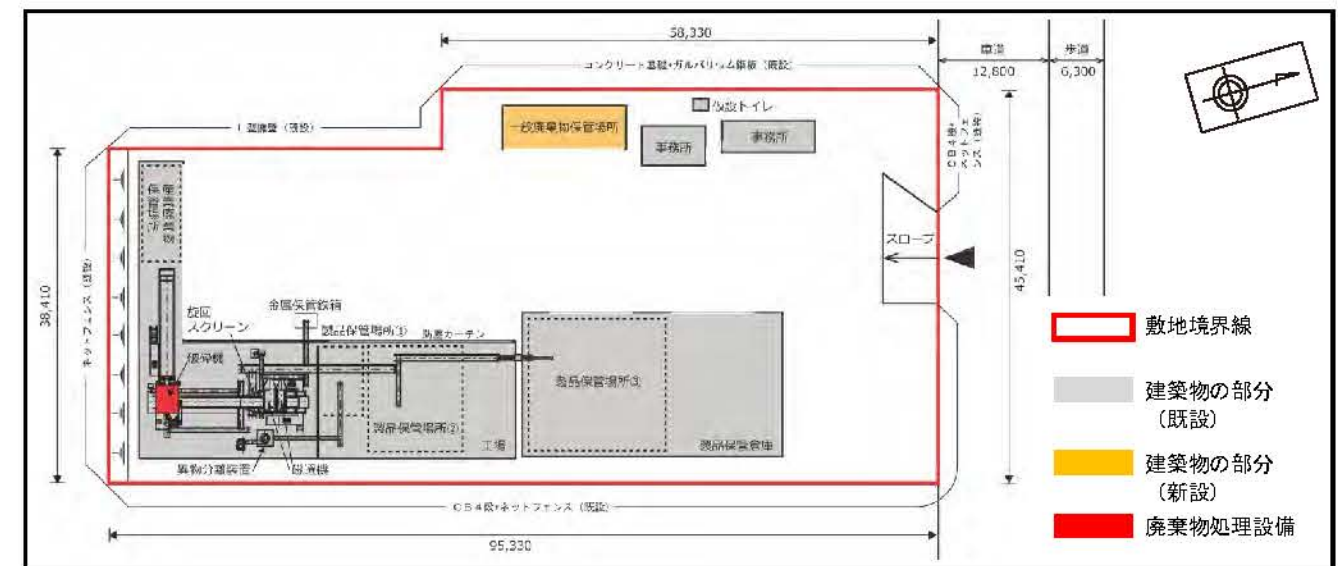
○本施設は、当該地において産業廃棄物の木くず処理施設として許可を受け、平成24年8月から操業している。

○建設現場等から発生する解体材など産業廃棄物の木くずを破碎処理してチップ化し、燃料や再生ボードの原料として出荷しており、一日あたりの処理能力は202.05トンである。

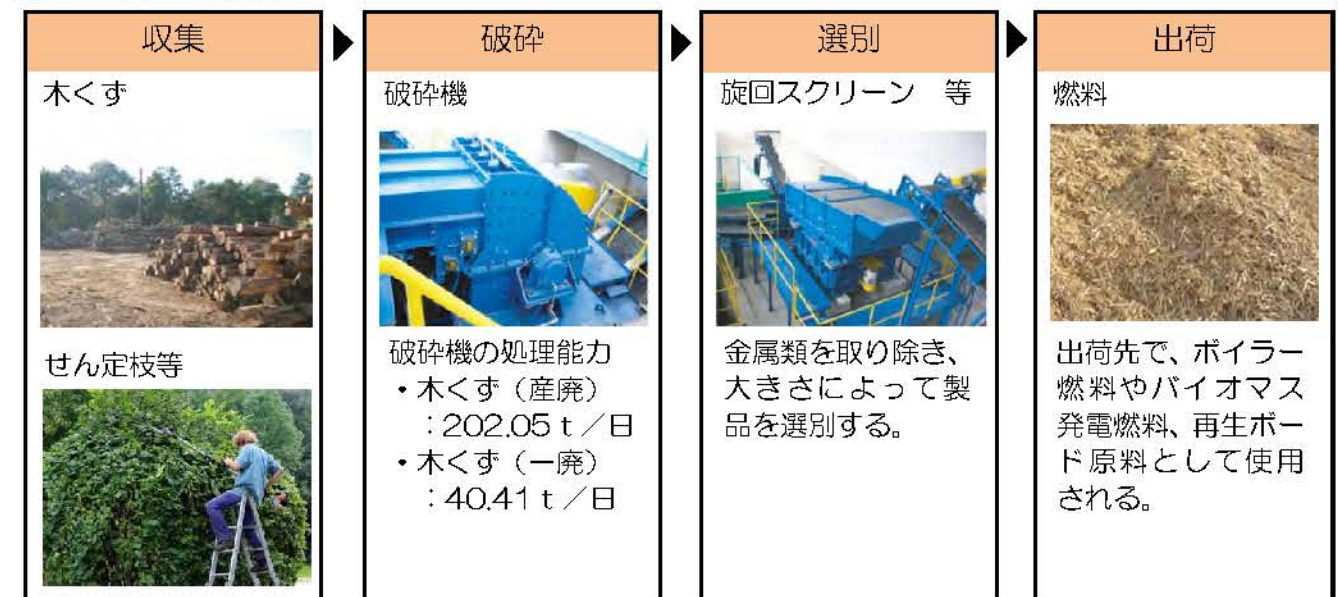
○今回、新たに一般廃棄物の木くずを処理し、再資源化する計画であるが、処理能力が規定を超えるため、許可を要する。



■配置図兼1階平面図



■処理フロー（概要）



■生活環境への影響

○騒音・振動については、破碎機を屋内に設置するなどの対策をすでに行っており、一般廃棄物の処理開始後も騒音・振動はほとんど変わらないと予測される。

○運搬車両については、一般廃棄物の処理開始後も主に臨港道路や幹線道路を通行し、生活道路を経由しないことから、生活環境への影響はほとんどないものと予測される。

■今後のスケジュール（予定）

○平成28年2月 建築基準法に基づく特殊建築物の敷地の位置の許可
○平成28年4月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設設置の許可
○平成28年7月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処分量の許可

福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置について 東浜二丁目（木くず破碎施設）

■付議理由

○建築基準法第 51 条の規定により、ごみ処理施設などの建築物を建築するにあたっては、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条ただし書きの規定に基づき、都市計画審議会の議を経たうえで特定行政庁（福岡市）が都市計画上支障ないと認めて許可する必要がある。

○本施設は、当該地において産業廃棄物（木くず）の処理施設として同条ただし書きの許可を受け、平成 27 年 9 月に竣工し、平成 28 年 1 月から処理を行っている。今回、新たに一般廃棄物（木くず）を処理し、再資源化を行う計画であり、循環型社会に寄与する施設であるとともに、周辺の状況から敷地の位置について都市計画上支障がないと判断されることから、都市計画審議会に付議するものである。

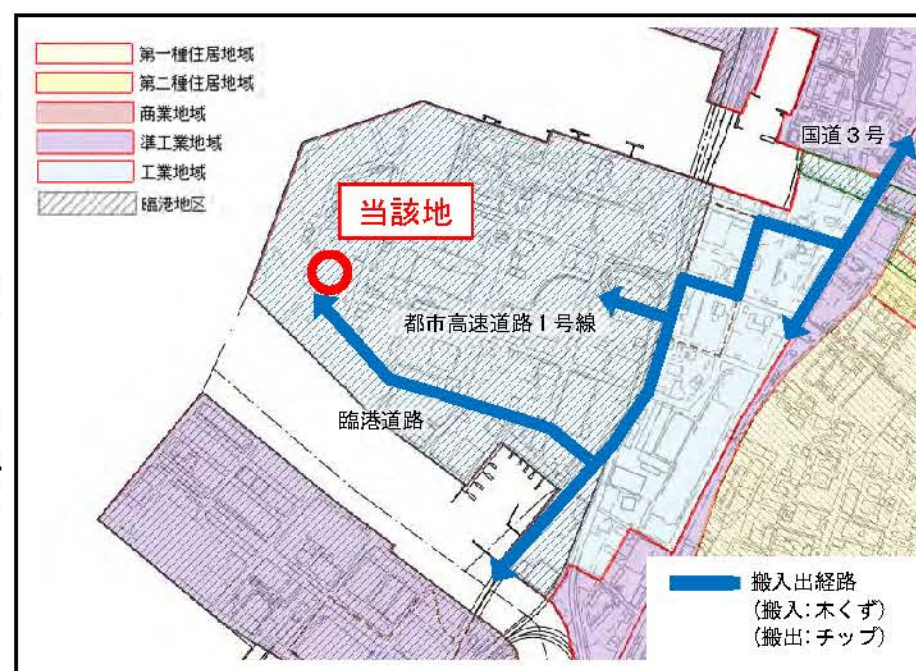
■当該地及び周囲の状況

○当該地は、東区東浜二丁目の臨港地区内にあり、周辺に住宅は立地していない。

■主な搬入・搬出経路

○市内各所の商業施設や伐採現場から、国道 3 号や臨港道路を経て搬入される。

○本施設で製造したチップについては、国道 3 号や臨港道路、都市高速道路 1 号線を経て搬出される。



■現在の施設概要

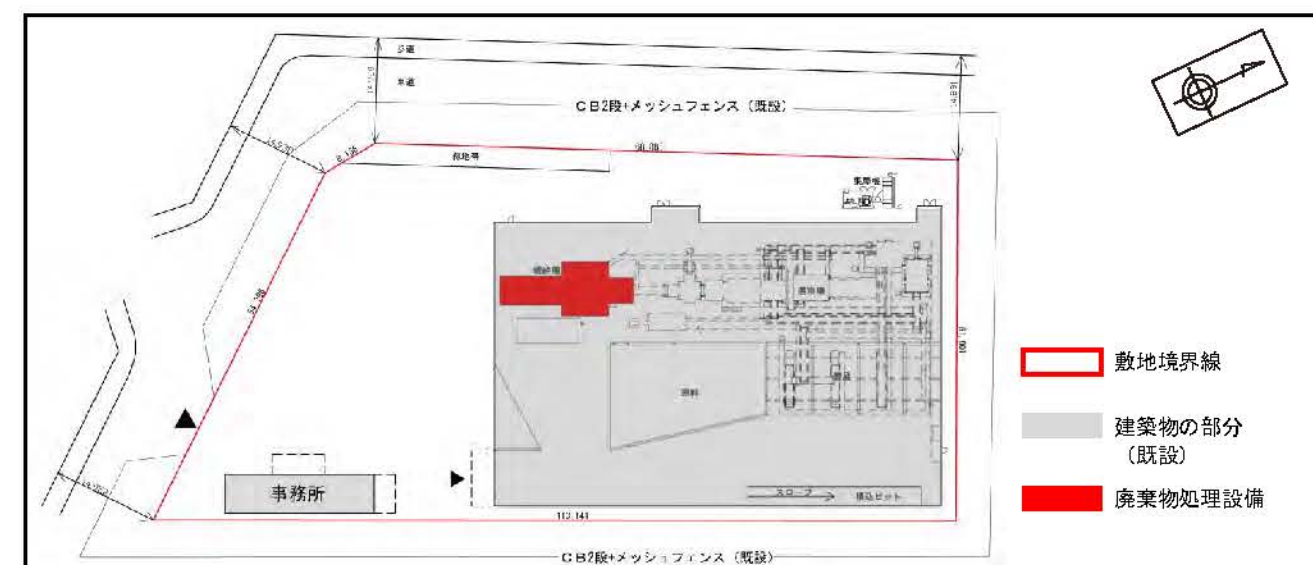
○本施設は、当該地において産業廃棄物の木くず処理施設として許可を受け、平成 27 年 9 月に竣工し、平成 28 年 1 月から操業している。

○建設現場等から発生する解体材など産業廃棄物の木くずを破碎処理してチップ化し、燃料や再生ボードの原料として出荷しており、一日あたりの処理能力は 158 トンである。

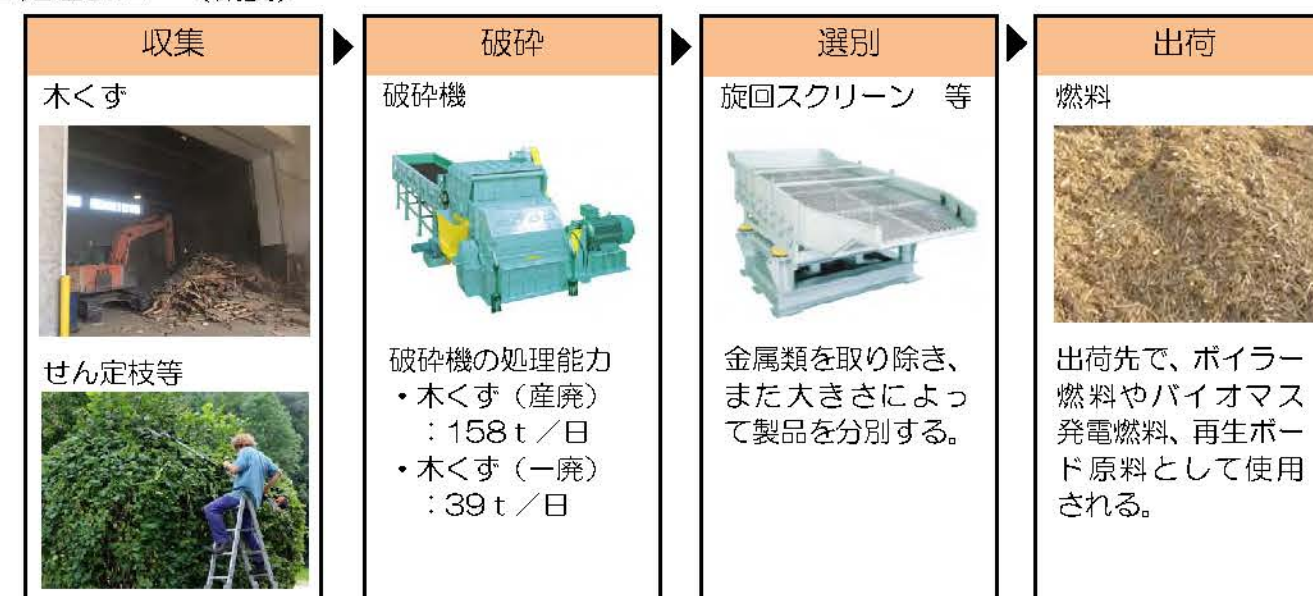
○今回、新たに一般廃棄物の木くずを処理し、再資源化する計画であるが、処理能力が規定を超えるため、許可を要する。



■配置図兼 1 階平面図



■処理フロー（概要）



■生活環境への影響

○騒音・振動については、破碎機を屋内に設置するなどの対策をすでに行っており、一般廃棄物の処理開始後も騒音・振動はほとんど変わらないと予測される。

○運搬車両については、一般廃棄物の処理開始後も主に臨港道路や幹線道路を通行し、生活道路を経由しないことから、生活環境への影響はほとんどないものと予測される。

■今後のスケジュール（予定）

○平成 28 年 2 月 建築基準法に基づく特殊建築物の敷地の位置の許可
○平成 28 年 4 月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設設置の許可
○平成 28 年 7 月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処分量の許可

福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置について 東浜二丁目（がれき類破碎施設）

■付議理由

- 建築基準法第51条の規定により、ごみ処理施設などの建築物を建築するにあたっては、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条ただし書きの規定に基づき、都市計画審議会の議を経たうえで特定行政庁（福岡市）が都市計画に上支障ないと認めて許可する必要がある。
- 今回付議する施設は、道路工事等で発生したがれき類（アスファルトがら、コンクリートがら）を道路の舗装材等に再資源化するための施設であり、循環型社会に寄与する施設であるとともに、周辺の状況から敷地の位置について都市計画に上支障がないと判断されることから、都市計画審議会に付議するものである。

■当該地及び周囲の状況

- 当該地は、東区東浜二丁目の臨港地区内にあり、周辺に住宅は立地していない。

■主な搬入・搬出経路

- 市内各所の建設現場等から、国道3号、都市高速道路1号線や臨港道路を経て搬入される。
- 本施設で製造したアスファルト合材は、主に市内各所の道路建設現場等に舗装材等として出荷する予定である。

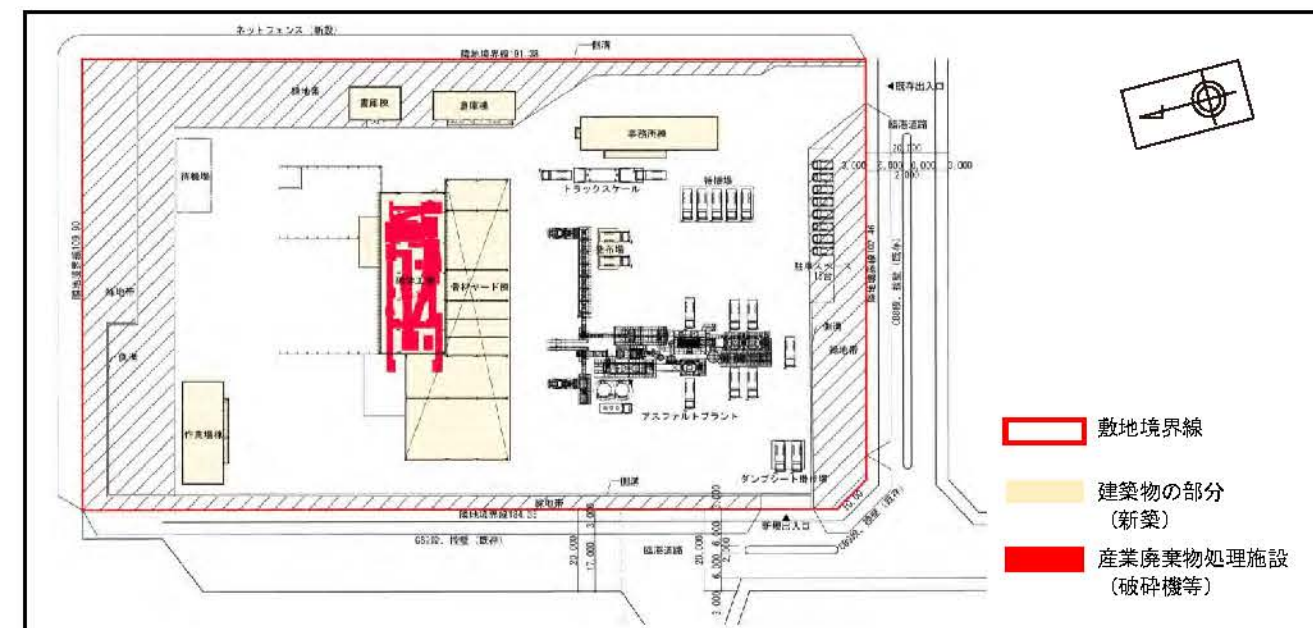


■現在の当該地

- 現在の当該地は空地である。



■配置図兼1階平面図



■処理フロー（概要）



■生活環境への影響

- 騒音・振動については、破碎機を屋内に設置するなどの対策を行う計画であることから、施設設置後の騒音・振動の増加はわずかであると予測される。
- 運搬車両については、臨港道路や幹線道路を通行する計画であることから、生活道路を経由せず、生活環境への影響はほとんどないものと予測される。

■今後のスケジュール（予定）

- 平成28年2月 建築基準法に基づく特殊建築物の敷地の位置の許可
- 平成28年4月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置の許可
- 平成28年12月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業の許可